総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度

= 令和5年度限定申請書類の作成方法=

【指定様式】

- 1. 申請書類①:登録基準確認用紙
- 2. 申請書類②:クラブ基礎情報
- 3. 申請書類④:役員名簿
- 4. 申請書類⑦:クラブの評価指標
- 5. 申請書類⑨:自己説明・公表確認書

申請書類①
令和 5 年 月 日

令和5(2023)年度 総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙

公益財団法人神奈川県スポーツ協会 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 代表者 殿

> ●●クラブ 会長 **●**● ●●

本クラブは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会に登録申請いたします。

{1.新規登録} を○で囲う [凡例]

全国協議会:総合型地域スポーツクラブ全国協議会全国協議会 都道府県協議会:都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

2. 更新登録 1. **基準適合状況**

いずれかに〇印

1. 新規登録

全国協	協議会が定める基本基準	全国協議会及び都道府県協議会が定める	左記を
分類	個別基準	必ず満たすべき運用ルール	満たす 場合〇印
分類 1)活動実 態に関する 基準	個別基準 ①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。 ②多世代(複数世代)を対象としている。	 ・ 定期的^{※1}なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・ 次の世代のうちいずれか2区分以上の会員^{※2}がいる。 A)未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生(~18歳) E) ~29歳 F) ~39歳 G) ~49歳 H) ~59歳 I) ~69歳 J) 70歳~ 	場合〇年
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・ ・ クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも 1 名は、日本スポーツ協会 公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。** ・ 定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ 指導者が少なくとも1名は配置されている。*3	\ \
	④安全管理体制を整備している。	- 緊急連絡体制を整備している。 ^{※4}	~
(2)運営形 態に関する 基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等**・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の 議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合 型クラブ」という。)の所在する市町村**の住民である。(又は当該市町村の住民と隣接する市町村の住民を合算すると過半数である。) ・非営利組織である。**7	
(3)ガバナ /スに関す 5基準	⑥規約等が意思決定機関の議 決により整備され、当該規約 等に基づいて運営している。 ⑦事業計画・予算、事業報告・	・規約等 [※] の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	/
	の事業計画・ア昇、事業報告・ 決算が、意思決定機関で議 決されている。	・事業計画・丁昇、事業報告・伏昇を酸伏して息忠伏定機関の譲事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。	/

申請書類① 登録基準確認用紙

提出年月日

プラブ代表者の呼称 (規約や定款に連動 していること)

押印不要

書込み不要

申請書類① 登録基準確認用紙

. ○は · 列の真ん中へ

書き込み不要 (神奈川県は非該当)

※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は 含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置とし て当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3: 当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関や参加者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブ 内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5:規約・会則・定款等を指す。

※6:特別区は市町村に準ずる。

※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

2. 添付申請書類

申請書類名	添付に	備考
申請書類①.登録基準確認用紙(本用紙)		
申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等)		データ提出必須
申請書類③.規約·会則·定款等		新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類④.役員名簿		新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	<	
申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算		申請年度に創設した総合型クラブは提 出不要
申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点 検・評価の結果		データ提出必須
申請書類③.申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録		申請年度に創設した総合型クラブは⑥ を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨.スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公		
表確認書		
申請書類⑩.都道府県協議会が定める運用ルール及び都道府県協	-	
議会独自基準を確認する際に必要となる提出物		

携帯電話番号等の 連絡が容易に取れる 電話番号

3. 連絡先情報

3. 建裕元情報		
フリガナ		
担当者氏名	クラブでの役職	
TEL	E-mail	

【個人情報の取り扱いについて】

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の取り扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録認証制度登録クラブ個人情報の取り扱いについて」に基づくものとします。

あくまでも全国協議会の基本基準、運用ルールに基づく確認 用紙としている。

申請書類②

※自動入力

-2023 年目

※西暦記入

申請書類② クラブ基礎情報

書き込み不要 (設立年を書き込めば

勝手に表記されます)

直近年度時点の内容

移行措置の間は 単発的なイベント 等の参加費や月会費 を支払っている者を 会員とみなして良い

		 					
	住所	都道府県名	市区町村名		番地	建物	名
	또끼	神奈川県	横浜市西区 寿町1		5 – 3 1	コンチネンタル 2005	マンション
事務局 情報	E-mail						
	TEL				事務担当者 氏名		
	FAX		•	•	役職		•

令和5(2023)年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙

クラブ名

(1) 総会員数※1とその内訳を記入ください。 ※1 本設問における会員とは、クラブが定める会員のことを指します。

	Α	В	С	D	E	F	G	Н	I	J	
区分	未就学児	小学生	中学生	高校生 (~18歳)	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	合 計
男性											
女性											
不明											
小計											
											↑総会員

(2) 年会費等を支払っている会員数※2とその内訳を記入ください。 ※2 本設問における会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を指します。(ここでは、月会費や教室・ イベントごとの参加費等のみ支払っている方は対象となりません)

	Α	В	С	D	ш	F	G	H	I	J	
区分	未就学児	小学生	中学生	高校生 (~18歳)	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	合 計
男性											
女性											
不明											
小計											

年会費の徴収をし ている会員のみを 対象としています。 従って、年会費を 徴収していないク

ラブは {0} とな

ります。

<u>月1回毎で、1年に1</u> <u>2回以上ではありません。</u>

(例)

シーズンスポーツのスキー・スノーボードで、夏シーズン は行っていないが、他の月に 2回以上開催し合計が12回 以上となる場合は該当する。

定期的に行うスポーツ活動種目・指導者資格保有者について

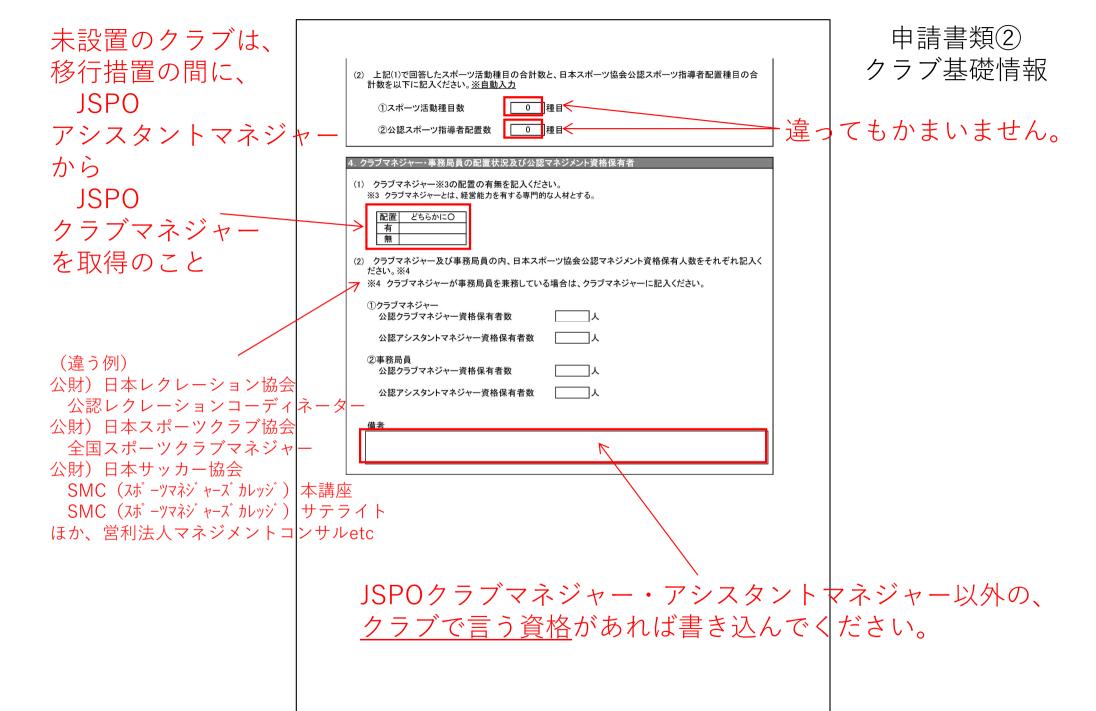
(1) 定期的に(年間で12回以上) 「ウスポーツ活動種目のみについて、以下の表の種目名の定期活動欄に〇名記入くとさい。 なお、〇を記入した種目名において、当該種目の指導者に日本スポーツ協会公認スポーツ 指導者資格を有する者が1名でも配置されている場合に指導者配置欄に〇を記入ください。

	種目名	古地红彩	指導者配置	_	種目名	- buxxx	松溢水可里
-		上	拍导有配直		テニス	上 別 泊 則	指導者配置
1	アーチェリー						
2	アイスホッケー				ドッジボール		
	アメリカンフットボール				トライアスロン		
	インディアカ				トランポリン		
5	ウエイトリフティング				なぎなた		
6	ウォーキング				軟式野球		
7	エアロビック				バイアスロン		
8	オリエンテーリング			58	バウンドテニス		
9	親子リトミック			59	馬術		
10	カーリング			60	バスケットボール		
11	カヌー			61	バドミントン		
12	空手道			62	バレーボール		
	<u> </u>			63	パワーリフティング		
	近代五種				ハンドボール		
	キンボール				パークゴルフ	<u> </u>	
	グラウンド・ゴルフ				ビーチバレー		
	クレー射撃				フィットネストレーニング		
	ゲートボール				フェンシング	 	
	健康体操				武術太極拳		
	剣道				フットサル		
	ゴルフ				フライングディスク		
	サッカー				フラダンス		
_	山岳				プロゴルフ		
	自転車競技			74	プロスキー		
	銃剣道				プロテニス		
	柔道				ペタンク・ブール		
	少林寺拳法				ボウリング		
	新体操			_	ボート		
	水泳(競泳・飛込・水球等)				ボクシング		
30	スキー・スノーボード				ホッケー		
31	スクーバ・ダイビング			81	ホ゛ブ、スレー・リューシ゛ュ・スケルトン		
32	スケート			82	野球		
33	スポーツクライミング			83	ヨガ		
34	スポーツチャンバラ			84	ライフル射撃		
	スポーツ吹矢				ラグビーフットボール		
	相撲				ランニング(ジョギング)		
	セーリング				陸上競技		
	ソフトテニス				レスリング		
	ソフトバレーボール				ローラースポーツ		
	ソフトボール			_	T	//	
	太極拳			_	その他()		
	体操(一般体操)				その他()		
	体操競技				その他()		
	卓球			_	その他()		
	ターゲット・バードゴルフ				その他()		
	ダンス				その他()		
	ダンススポーツ			_	その他()		
	チアダンス				その他()		
	チアリーディング			_	その他()		
50	綱引			100	その他()		
_							

申請書類②

JSPOの資格所有者のみ

1~90の種目に無い場合は、文字が小さくなっても構わないので書き込んでください。



日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録状況 (2022年10月現在)

+ 2	母母+士	(400 DIT)	 資格別認定者数

表3.	競技(種別)・資									(人)
		資格	スタートコーチ					教師		合計
	競技(種別)			コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4	教師	上級教師	
	陸上競技	Less	61	4,110	66	1,139	183	1.000	-	5,559
2		水泳	-	7,943	1,287	-	-	1,997	412	11,639
3		競泳	-	-	-	2,503	657	-	-	3,160
4	水泳 ※1	水球	-	-	-	160	75	-	-	235
5		飛込	-	-	-	126	53	-	-	179
6		アーティスティックスイミング	-	-	-	261	89	-	-	350
7		オープンウォータースイミング	-	-	-	28	0	-	-	28
8	サッカー		-	30,662	-	7,408	3,059	-	-	41,129
9		スキー	-	-	-	-	-	205	224	429
10	スキー ※2	スノーボード	-	-	-	-	-	-	-	0
11		スキー・スノーボード	-	614	1,545	86	23	-	-	2,268
	テニス		-	1,932	1,085	345	228	229	101	3,920
13	ボート		-	402	1	301	75	-	-	779
	ホッケー		_	90	0	639	117		-	846
	ボクシング		_	4	0	376	14	-	_	394
	パレーボール		772	17,075	742	668	492		_	19,749
17		体操	112	501	127	2	432		_	630
18				0	0	809	42		-	
19	体操	体操競技	_					-	-	851
		新体操	-	0	0	623	37	-	-	660
20	107 to 1 42	トランポリン	-	11 200	0	159	444	-	-	159
	バスケットボール		-	11,209	-	1,078	411	- 75	-	12,698
	スケート		-	393	46	220	43	75	-	777
	レスリング		-	352	1	1	21	-	-	375
	セーリング		-	183	84	241	90	-	-	598
	ウエイトリフティン	グ	-	200	-	120	57	-	-	377
26	ハンドボール		708	1,095	35	806	103	-	-	2,747
27	自転車競技		-	241	0	423	46	-	-	710
	ソフトテニス		4	2,736	300	279	16	-	1-	3,335
29	卓球		-	1,371	1,014	773	86	-	-	3,244
30	軟式野球		_	2,937	0	409	-	-	-	3,346
	相接		_	301	0	0	-	-	-	301
	馬術		_	100	0	344			_	444
	フェンシング			593	0	106	38		_	737
	クェンシンツ 季道		_		0			-		948
0.4	215 Page		757	555		355	38		-	
35	ソフトボール		757	11,365	483	435	55	-	-	13,095
	バドミントン		-	2,260	479	405	95	-	-	3,239
	弓道		-	5,777	483	51	-		-	6,311
	ライフル射撃		-	2	0	264	10	-	-	276
0.0	剣道		-	1,754	237	-	-	-	-	1,991
40	近代五種		-	0	0	16	3	-	-	19
41	ラグビーフットボ-	- ル	-	1,134	46	1,160	100	-	-	2,440
42	山岳・スポーツクライミング	山岳	-	917	737	49	53	-	-	1,756
43	山岳・スポーツクライミング	スポーツクライミング	-	550	117	15	6	-	-	688
	カヌー		_	186	6	307	20	-	-	519
45	アーチェリー		_	725	13	38	-		-	776
	空手道		_	2,103	1.315	748	448	-		4.614
	アイスホッケー			368	0	740	448		-	372
	 飲剰道			627	35	-	4	-	-	662
	が 対理 クレー射盤		_	286	0	1	-	-	-	287
							- 20	-	-	
	なぎなた		-	910	59	167	29	-	-	1,165
51	ボウリング	**	-	712	4	128	22	0	-	866
	ポプスレー・リュー	- ンュ・スケルトン	-	0	0	17	8	-	-	25
	綱引		-	83	0	-	-	-	1-	83
	ゲートボール		-	1,024	0	-	-	-	-	1,024
	ゴルフ		-	224	0	0	0	-	-	224
	カーリング		-	402	108	0	0	-	-	510
	パワーリフティング		-	173	0	-	-	-	-	173
58	グラウンド・ゴルフ	7	-	133	0	-	-	-	-	133
59	トライアスロン		4	413	0	-	-	-	-	417
60	バウンドテニス		-	65	2	-	-	-	-	67
61	エアロビック		_	517	43	0	29	8		597
62	パイアスロン			8	0	28	2	-	- 1	38
63	ドッジボール			241	0	20		-		241
64		チアリーディング		241	1	72	-	-	-	75
65	チアリーディング	チアリーティンク チアダンス		4			-		-	75
	ダンススポーツ	11378	-		0	3	-		-	
			-	159	0	136	-	-	-	295
	ローラースポーツ		-	0	0	-	-	-	-	0
	アメリカンフットか	F-ル	-	386	0	4	-	-	-	390
	プロゴルフ		-	0	0	-	-	74	82	156
	プロテニス		-	0	0	-	-	119	105	224
71	プロスキー		-	0	0	-	-	23	58	81
72	スクーバ・ダイビン	17	-	345	67	-	-	-	-	412
73	オリエンテーリング	7	-	19	15	-	-	-	-	34
74	その他		-	27	0	-	-	-	-	27
	合計		2,306		10,583	24,832	6,977	2,730	982	167,910
		右する場合にけるれぞ:		-10,000	10,000	- 1,002	0,0.1	2,,00	502	-0.,010

^{*}同一資格で異なる競技を有する場合にはそれぞれの競技に1人分を計上。

\$PO公認種目、公認指導者 申請

<u>(資格)とは、</u>左表をいう。 <u>別紙</u>

この種目以外の指導者(資格者)は認定 指導者(資格)となりカウントできない

V	令和4	年10月1日現在
	スポーツリーダー (※)	428,912名
スポーツ指導基礎資格	コーチングアシスタント	15,695名
	スタートコーチ (スポーツ少年団)	9,196名
競技別指導着資格	スタートコーチ (教員免許状所持者)	247名
	スタートコーチ (競技別)	2,306名
	コーチ1	119,500名
	コーチ2	10,583名
	⊐≠3	24,832名
	コーチ4	6,977名
	教師	2,730名
	上級教師	982名
	スポーツドクター	6,309名
メディカル・	スポーツデンティスト	6672
コンディショニング資格	アスレティックトレーナー	5,002名
	スポーツ栄養士	4642

マネジメント資格	アシスタントマネジャー	5,695名
SUPERINE	クラブマネジャー	376名
旧商格	スポーツトレーナー1級	17名
口班市	スポーツトレーナー2級	39名

^{*:「-」}は現在養成を行っていない資格・競技。

^{※1} 水泳コーチ 3、水泳コーチ 4 資格は、2021年12月から種目ごとの資格名称に変更。水泳コーチ 1、水泳コーチ 2、水泳教師、水泳上級教師の名称は変更なし。

が2 スキーコーチ 1 ~ 4 とスノーボードコーチ 3 ~ 4 黄格は、2022年6月からスキー・スノーボードコーチ 1 ~ 4 に黄格名称を変更。スキー数紙、スキー上級数額の名称変更は なし。

申請書類(4)

令和5(2023)年度

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙《役員名簿》

貴クラブの規約等(規約・会則・定款等を指す)、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定 機関において、議決権を有する関係者全員の情報を入力してください。

なお、登録基準※では、議決権を有する者の過半数が所在する市町村の住民である(又は当該市町村 の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)ことが必要です。

■クラブ名:

議決権を有する

原則、議事録で

明記しなければ

ならない出席者

となる。

会和5年4月1日現在

	No.	役職	氏名	帝和5年4月1日 居住地	70 LL
	例	理事長	東京 太郎	東京都●●区 ※市区町村名まで入力	
	1				
	2				
\	3				
	4	7			
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				

【個人情報の取り扱いについて】

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認 証制度の登録手続により取得した個人情報の取り扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合 型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録クラブ個人情報の取り扱い について」に基づくものとします。

※総合型地域スポーツクラブ登録基準細則第3条基本基準分類「(2)運営形態に関する基準」の「個別基準⑤ 地域住民が主体的に運営している」

申請書類④ 役員名簿

{神奈川県} の文字は 不要。

下記 (例1~33) まで で良い。

以上、明記した役員が、 当該市町村又は近隣の 市町村の住民であり、 その住民が過半数であ ることが望ましい。

(例)

16. 海老名市

17. 座間市

1. 横浜市 18. 南足柄市 2. 川崎市 19. 綾瀬市 3. 相模原市 20. 葉山町 4. 横須賀市 21. 寒川町 5. 平塚市 22. 大磯町 6. 鎌倉市 23. 二宮町 24. 中井町 7. 藤沢市 8. 小田原市 25. 大井町 9. 茅ヶ崎市 26. 松田町 10.逗子市 27. 山北町 11. 三浦市 28. 開成町 12. 秦野市 29. 箱根町 13. 厚木市 30. 真鶴町 14. 大和市 31. 湯河原町 15. 伊勢原市 32. 愛川町

33. 清川村

申請書類②と同様

あなたのクラブのプロフィールについて

市区町村名: 市区町村人口:

移行措置の間はおける

単発的なイベント等 の参加費や月会費を 払っている者を

会員とみなして良い

	自己点検・評価 実施マニュアル
1	シートAに貴クラブのプロフィールを入力してください。
2	シートBにより費クラブの現状が各項目の4段階のどこにあるかを確認し、シート右側の評価 棚に点数を入力ください(下記「評価指標の見方」参照)。
3	自動的に、シートCにレーダーチャートが作成されます。
	レーゲーチャードに示されるアック項目が・ジックスとグリアされることが避免ですが、地域の資 選を付け来によりラブラの状況に高いますので、彼の大小が必ずしも食フザック収収の高し返 しを含まするかのではないことにご報告でたか。
の各内	■ 日本語グラブの前接・白立に向けて、活動器を登儀してい ら技能 一定の活動を起きませ、元素した活動を行うための特別 ■ 一次の活動を起きませ、元素した活動を行うための特別 2 ■ 一次の表現をしませ、元素した活動を行うための特別 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 15 3 15 3 15 3
	と存価情報(このはで 18.4年一度会長、平成が改立文意料学等意託予算によります。 (1841) (1841) 場合地ラブル電話的・安吉的に 最合地ラブル電話的・安吉的に 最合地ラブル電話的・安吉的に が成立した必然が展覧・場合を 明られたたちゃう。
	個指標を用いて自己点検・評価を行うと 階計の対象に同けた限シブクの現代担当限できます。 自己急働の国果を値まと、育フブクの事制計算や選択の投紅した行う部の参考に40ます。

以下の項目のうち、8と9以外は 概ね同じです。		クフフ名: 列年実施している「総合型地域スポーツクラブ	活動状況調査	」の内容と
項目		回答	襴	
文章	現在の総会員		名	
2. 会費	徴収している 徴収していな	場合は「1」 い場合は「2」 を選択してください。		
	『徴収している』 1人当たりの平均		円/月	
○大人、子どもなどに分か ○保険料は含まない。 ○ファミリー会費なと割引語 ○年会費の場合は、月当た (例) ①大人(1,000円/月)、高校 (1,000円+500円+300円 ②年会費3,000円・保険料1 3,000円÷12(ヶ月)=25(れている場合は、 役定の会費は除く よりの額に換算す 生(500円/月)、 引)÷3(種類)=6 ,500円の場合*6 功円 計象期間が異なる出	る。 小・中学生(300円/月)の場合 00円		
3. 法人格取得	取得している: 取得していな			
4. 活動内容		こおけるスポーツ・レクリエーション活動種目 う種目)数を入力ください。		種日
4. 佰聊內谷	文化活動種目	数を入力ください。		種目
	常勤で配置	手当有り		٨
5. クラブマネジャーの配置	(週4日以上)	手当無し		٨
※配置されている場合は、該当 する人数や額を入力ください。	非常勤で配置	手当有り		٨
		手当無し		٨

申請書類(7) クラブの評価・指標

常勤で配置 事務局員(クラブマネジャー (週4日以上) を除く)の配置 手当無し 人 ※配置されている場合は、該当 手当有り 人 する人数や額を入力ください 非常勤で配置 手当無し 人 あなたのクラブの年間予算は概ねいくらですか? 「1」1~1,000,000円 [2] 1.000.001~2.000.000P [3] 2,000,001~3,000,000F 7. 現在の予算 [4] 3,000,001~4,000,000F 「5 | 4,000,001~5,000,000円 「6」 5,000,001~6,000,000円 ※クラブの年間予算をご教示 [7] 6.000.001~7.000.000F [8] 7,000,001~8,000,000F 「9」8,000,001~9,000,000円 「10」 9,000,001~10,000,000円 「11」 10,000,001円~ あなたのクラブでは、今回の自己点検・評価の結果を活用 、事業計画の見直しに反映させる意向はありますか? 8. 事業計画への反映 ある場合け「1」 ない場合は「2」を入力ください。 あなたのクラブでは、スポーツ振興くじ(toto・BIG・WINNER) 助成金を受領していますか? 過去受領していた場合は「1」 9. スポーツ振興くじ(toto・BIG・ WINNER) 助成金の受領 現在受領している場合は「2」 過去・現在とも受領していない場合は「3」を入力くださ あなたのクラブは、 10. クラブの設立年数 現在設立満何年でしょうか?

申請書類②の数字(何年目) から1を引いた満年

JSPOクラ<u>ブマネジャ-</u>

(違う例)

公財)日本レクレーション協会:公認レクレーションコーディネーター

公財)日本スポーツクラブ協会:全国スポーツクラブマネジャー

公財)日本サッカー協会:SMC(ススポーツマネジャーズカレッジ)本講座、SMC(スポーツマネジャーズカレッジ)サテライト

ほか、営利法人マネジメントコンサルetc

持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

申請書類⑦ クラブの評価・指標

			数値	1	2	3			
	指針		項目	基盤	発展	充実	持続可能	(左記数 値を参考	2
	7日平1			総合型クラブの創設・自立に向けて、活動基盤を整備している 段階	一定の活動基盤を整備し、充実 した活動を行うための体制整備 に向けた発展段階			に、0~4を入力)	
		○ クラブの運営が円滑にかつ効率的 に行われるため、組織運営に関す る豊富な知識を有したクラブマネジメト・資格を保持する「クラブマネジャー」が配置されていること。	CM※1 及び事務局 員の配置体制	いずれかを配置している	それぞれ1名を配置している	いずれかを 複数名配置している	それぞれを 複数名配置している	0.0 点	
	事務局体制の整備	○ 組織の充実・発展に伴い、専従事務局員の有償配置を含めた複数名による事務局体制が確保されていること。	CM 及び 事務局員の 配置条件※2	いずれか1名を有償で 配置している	それぞれの1名を有償で配置している	それぞれの複数名を有償で 配置し、うちどちらか1 名が 9 84日以上専従して上	有償で配置している財源を 自己財源 ※3 で確保してい	0.0 点	
		7	公認マネジメント 資格※4 の取得 (クラプマネジ*ャー)	公認アシスタントマネジャー資格の・ 登録者がいる	公認アシスタント・ネジャー資格の 登録者が複数名いる	公認クラプマネジャー資格 登録者がいる	◇認クラレスネジャー資格の 登録者が複数名いる	0.0 点	l
	指導者の確保	○ 安全かつ正しく、楽しくスポーツ活動を行うため、一定の知識と技能を有した公認資格を保有する指導者が確保されていること。	公認資格※ 5 を有するスポ ーツ指導者の 確保	事業の半数未満で、 公認資格を有するお導者を 配置している	半数以上の事業で、 公認資格を有する指導者を 配置している	全ての事業で、 公認資格を有する指導者を 配置している	全ての事業で、 指導を行う者は 全員公認資格を有している	0.0 点	l
	1H APAH VANEUN		指導者研修会の実施	クラブ内での研修会開催 について計画している	クラブ内での研修会が 不定期に開催されている	クラブ内での研修会が年に 複数回開催されている	クラブ外の指導者研修会等 へ 年に1回程度、指導者を 派遣している	0.0 点	
SPOクラブマ. 諸資源の獲得 ①活動基盤の整備 (違う例)	一受益素負担の理解	 受益者負担に関する理解が会員に 共有され、助成金、補助金等に頼ら ず、会費、参加費をはじめとする事業収入、寄付金等により、十分な活 動資金が確保されていること。 助成金、補助金等は、自助努力だけで確保できるものではなく、また 一定の期限や用途などが設定されていることから、これらの財務的資 減のみに頼らずクラブの活動が維 続できること。 	受益者負担の理解 (財務的自立)	自己財源が総収入の 25%未満である	自己財源が総収入の 25%以上、50%未満である	自己財源が総収入の 50%以上である	自己財源により(総収入の 75%以上)、安定したクラブの 活動が展開できている	0.0 点	0
財)日本レクレーシ	1333	○ クラブの活動を行う上で必要不可欠 な施設を安定的に確保するため、 合格を設すは公式プポーツ施設の 情に管理者制度の活用又は管理 季託等により利用できること。	学校体育 施設の利用	当初の年間利用計画のうち 500 未満り確保状況である	当初の年間利用計画のうち 50%以上確保できる	当初の年間利用の計画のう ち 80%程度確保できる	施設の管理委託を受け、 安定的に利用するとともに、 地域の各クラブ・団体等間の 利用調整も行っている		l
·財)日本スポーツク ·財)日本サッカー協	会:SMC 、SM	○ 一般 学 学 でっための事務 房 イ ペース、会員や地域住民が自由に (本) 表話で作力サンシス・コンダ イリンクラブル・ラス級能が確保され ていること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	サーバッシャン マラッツ アンデー かかり アンドラ カレッシャ	トンヤー 大福井 MAI II II II II II II I	当初の年間利用計画のうち 50%以上確保できる	当初の年間利用の計画のう ち 80%程度確保できる	施設の指定管理者となって 安定的に利用するとともに、 地域住民及び地域の 各クラブ・団体等間の 利用調整も行っている	0.0 点	
か、営利法人マネジ	活動拠点の確保※6、	ナサルetc	を を 上記以外の 確 施設の利用	当初の年間利用計画のうち 50%未満の確保状況である	当初の年間利用計画のうち 50%以上確保できる	当初の年間利用計画のうち、 80%程度確保できる	継続的・安定的に利用できる		
			事務局スペ゚ース (クラプハウス機能)の確 保	事務作業ができる公的な スペース※7 を確保している	必要な機材(電話・FAX・PC メール等)が揃っている	少人数で打合せを行う 程度のスペースを備えている	会議専用の一室を備えている	0.0 点	
			サロンスへ°ース(クラフ*ハウス 機能)の確保	サロンスペースの確保に 向けた行動を計画している	少人数の会員が集える程度 の スペースがある	会員が自由に交流・談話 できるスペースを確保してい る	地域の誰もが自由に 交流・談話できるスペースを 確保している	0.0 点	

(以下共通) 評価指標数 1~4を記入

					24		2455			226	
		排針			40)	86 809777683-0000 75,8888188,510	を表 でのお客様を使しませ したがありたったのでは知識	TOTAL ABOVE A	MARKET AND A		
		energe en	 ウラブランの選択の基準を持ちます。 ・他をごというから変更を持ちられることが、それに関係の必要している。 		instruction.	#RESIDENT-11.7	78657-5537-965-5		AE-308154885		
			#10 (200 A 10 A			6819W.114	98/01/5/6	WALLEY COUNTY OF	BIRC 7316		
		THOMES	○ マロスを出版していっても毎 ・他性の対象へ一致に関するこ として、アフトの目的の様々様と を成立したは重要があるしたり、 51.5	700088		THE TAX TO SEE THE TAX TO SEE		BARGERONS.	THE OWNER OF THE OWNER OF THE OWNER		ı
			#6:070200500.201 10.C.1050500.8000			***********	***************************************	MALTER	WHEELER.		
		en comprese	○ 長屋 ペーティーのおもりの場合で 前の日の下でののも、形入力 イフの機能・アファーの機能 1900年後から、1910年間 1900年度からは、1910年間 1910年で、797の日本の場合 インタントの場合のである。	EN	ET CHIERTON BOT	ROSSISSES	MARKENIA (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	BORDON STATES	大規模的(168年) 株式(1 規則に、数量で開発的に おけるので発音を が成している	13.6	
200000	Centroni		27-73-07-0 427-08 27-73-77-08-07-0 (1904, 80-07-7-1-08-8 2-25(18-0.79-1-1-08-8 10-18-7-7-7-1-08-8	153	AST-254	##1001E#0	MEC-1702AB1 XBL 17-5	EMORE: IN-C. BREAKER-COME.	AK-アライビア、 株別な アファイル(数を含む) ヤーフェイン((1) マイトの	13.0	۰
		864-198	AT MERCHAN BROWN	N - 0	6-81 1000	380000000 00000	mer-regions.co.	##/*/*** ##/*/***	E-837774840 E83676-7-74-04		ı
		Han		100	BIRDS	980.5017.600 970.7017.600	接着からかをできませた。 連載しなっち	MMAN TO PROGRAMS	全有的な姿化になる。 内容性化の12-7年まから の単位に発展して1-6	13.0	
				i	100000	MECASTRESS.	servingere.	FOURTHER MALCON	550 - 10 585 (EDC) - 10 585 (EDC) - 10 585	***	
			RECEIVED, WOLDSON, ORGANIZATION CO. RYCCICLO, PRYOGROS PROSECTO, COSENIA						A REPORT OF THE PARTY OF THE PA		
		THE PORT	CONTROL OF STATE OF S	1	RE-CER	840.4	発展した。4 機能とつく表上点面部に	機能になる 機能となる	ELECTRICAL TIPE	NA.	

1091					高を 企会がアストを記される。 でで、京都市会とを扱いたりの 記述	を見 このは数数の手数に EX したの数を引ったくのの数数 とのいうの数数	EXECUTATION A	RECEIVED AND A STATE OF THE STA	1000 #344 5.1-1 8.10	¥10
	GHA-NY	82-84	○ 大学 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	MA	アラブ教会の名前に向け、 水外では他の変勢が交 ファイルを取りませんになっ 立会・人と発音で 発明している	の話と対し、アアア発出を か解析に対し、おかすり したことを必要がある。 記さまときの言葉を 来載したり	081361,777926 no 100,000000 en 0800000,1016	PSYMANUTE BECKY, COMMISSION NO. 1 AMERICAN REPART OCCURRE NR. 110		
	00 to 1675-95-1 686-6	2810R819K	DESCRIPTIVE ELLER-O MARCHITT DESCRIPTION OF M. HOLESTON, DESCRIPTION OF M. COMMISSION OF THE PROPERTY OF THE P	28.850	DRIVERS CO.	PORTER AND TAKE	77/801 XXX TAX	**************************************	4.4 A	
sare: ea			SPRORE	○ 別のの報告をものとののは 最大なくない。数のときをは国際が のの場合のと概念が、大きた機 のは、ないない。 のを表現した。 のは、またない。 のと、またない。 のと、またなない。 のと、またなな、 のと、またなな、 のと、またなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	SHANE	PP/開始MC~C, ARATEN-27 ~ 62-23-25 ARATES ARATES	MACE CONSIDER BELLIO	SECTION DENGLED (1) MESSOC (1) OF SECTION (1) OF SE	SPECIAL CONTRACT Free Contraction SPECIAL CONTRACT SPECIAL CONTRACT SPECIA	O.K
		MANAGER	A PROPERTY AND A PROP	MARKETON OF THE PARKET NAMED IN	お参加のアクタ事業を対し 人材や発動や影点などの 最高的特別等。(小名	ARTHORN BEAT TO A STREET OF THE STREET OF TH	ASSOCIATION - MERCONS	30500-7-055 REARBECTOS EXCHERES-0-3	N.A.	
	51833W0H	04528048	PARTY OF THE PROPERTY OF THE P	PELEBORA MARK	日本会議的ペースを 開催の分析の対象している		18138-88-80- 01777-080 080-18-17-5	DRY, FRESHARE BROKESTY GRO SR, 5-4		*** 0

申請書類⑦ クラブの評価・指標

持続可能な総合型地域スポーツクラブの指針および評価指標

						評価指標								
		190000000000000000000000000000000000000		数值	1	2	3	4	評価					
		指針		項目	基盤	発 展	充実	持続可能	値を参考	平均				
		1日本1			総合型クラブの創設・自立に向 けて、活動基盤を整備している 段階	一定の活動基盤を整備し、充実 した活動を行うための体制整備 に向けた発展段階	一定の充実した体制を整え、さ らなる持続可能な体制整備を 行っている段階	指針に示した内容を満たし、持 続可能な体制を十分整備して いる段階	に、0~4 を入力)					
			○ 会員のニーズ・特性が反映され、多 くの会員が参加する定期的なス ポーツのサークル活動又はスポー ツ教室事業が充実していること。	サークル・教室事業 (スポーツ種目)	会員のニーズ・特性に配慮 した定期的な事業を 2種目程度実施している	会員のニーズ・特性に配慮 した定期的な事業を 3~6種目実施している	会員のニーズ・特性が反映 された定期的な事業を 7~11 種目実施している	会員のニーズ・特性が反映 され、多くの会員が参加する 定期的な事業を12 種目以上 実施している	0.0 点					
		多様の事業	○ 会員のニーズ・特性が反映され、多 くの会員が参加する定期的な文化 活動が充実していること。	文化活動の充実	実施に向けた行動を 計画している	会員のニーズ・特性に配慮 した定期的な事業を 1種目実施している	会員のニーズ・特性が反映 された定期的な事業を 2~3種目実施している	会員のニーズ・特性が反映 され、多くの会員が参加する 定期的な事業を4種目以上 実施している	0.0 点					
			○ 会員同士の親睦や連帯感を深める 交流事業が季節に合わせて実施さ れていること。	会員交流事業	実施に向けた行動 を計画している	年1 回程度実施している	年2~3 回程度実施している	季節に合わせて、 年4回以上実施している	0.0 点					
	⑥事業の多様性						○ 会員のみならず、会員以外の地域 住民を対象とした地域社会とクラブ をつなぐ交流事業が地域行事に合 わせて実施されていること	地域交流事業	実施に向けた行動を 計画している	年1 回程度実施している	年2~3 回程度実施している	地域行事に合わせて、 年4 回以上実施している	0.0 点	00 5
成果の創出		②多世代化 (対象の拡大)	○ 幼児を含む子供から若者、高齢者の世代までの各年齢層がクラブの活動にを参加していること。○ 障がい児・者を対象とした交流事業が実施されていること。	多世代化 (対象の拡大)	多世代化を意識した活動を計画している	既存会員の世代分布に 合わせた事業展開を している	新規会員の獲得も視野に 入れて、世代の多様化を 意識した事業を展開している	幼・小・中・高年代、 成年世代、高年齢世代の 各世代に対応して偏りなく 事業展開をしている	0.0 点	- 0.0 点				
		多志向化 (目的の拡大)	○ 障害の有無を問わず、楽しみ志 向、健康志向、交流志向、競技志 向等の各志向のニーズに応じて対 応していること。	多志向化 (目的の拡大)	会員のニーズ・特性に 配慮し、スポーツを楽しむ 観点で多志向化に対応 できる活動を計画している	楽しみ志向、健康志向、 交流志向、競技志向など、 二つの志向に対応した事業 を 展開している	楽しみ志向、健康志向、 交流志向、競技志向など、 三つの志向に対応した事業 を 展開している	楽しみ志向、健康志向、 交流志向、競技志向など、 多志向に対応した事業を 偏りなく展開している	0.0 点					
		複数種目の実施者	○ 会員が、スポーツ本来の「自発的な 運動の楽しみ」の理解、身体能力の 総合性を養う等の複数種目に参加 する意義を理解し、実践しているこ と。	複数種目の実施者	会員の5%程度が複数の サークルや教室などに 参加している	会員の10%程度が複数の サークルや教室などに 参加している	会員の20%程度が複数の サークルや教室などに 参加している	会員の30%程度が複数の サークルや教室などに 参加している	0.0 点					
	⑦クラブライフの定着	「マイクラブ」意識	○ 会員が、クラブの活動の産業や役 割を理解し、クラブに対する受着や 親近感などの「マイクラブ」の意識を 有していること。 ○ 会員以外の地域住民や諸機関・団 体が、自分の地域のクラブに対する 受着や親近感などの「マイクウンク ラブ」の意識を有していること。	「マイクラブ」意識	会員の過半数が、 クラブの活動の必要性を 認識している	会員の過半数が、 当該クラブに対する愛着や 親近感などの「マイクラブ」 意識を持っている	ほぼ全ての会員が、 当該クラブに対する愛着や 親近感などの「マイクラブ」 意識を持っている	地域に「マイタウンクラブ」 意識が浸透し、当該クラブに 対して、諸組織・団体から年 に 複数回、連携・協働の依頼が 寄せられる	0.0 点	0.0 点				

※1:「CM(クラブマネジャーの略称)」は、公認マネジメント資格を有し、運営の管理・調整等において主導的な役割を果たす者。

※2:「雇用」に該当する場合は、労働基準法等の法令を遵守していること。

※3:「自己財源」:総収入の内、ここでは「会費(年・月単位)」「参加費」「寄付金」「協賛金」「委託料(指定管理含む)」の合計金額とする。「補助金」「助成金」は除く。

※4:「公認マネジルト資格」とは、クラプマネジルトに関する公認資格である。また、各段階の「アシスタントマネシントー」「クラプマネシントー」の知識・技能の程度は、(公財)日本スポーツ協会が公認する同資格の内容を標準とする。

※5:スポーツ指導者の公認資格の保有については、公認資格制度が整備されていない競技・種目を除いてカウントする。

※6:「活動拠点の確保」については、行政・学校等から理解を得る必要がある。また、「学校体育施設」「公共スポーツ施設」」「上記以外の施設」は、いずれかの施設一つを確保する。全ての施設を確保する必要はない。

※7:「公的なスペース」とは、公共施設はもとより、誰でも自由にアクセスできる広く開かれている場所を指す。

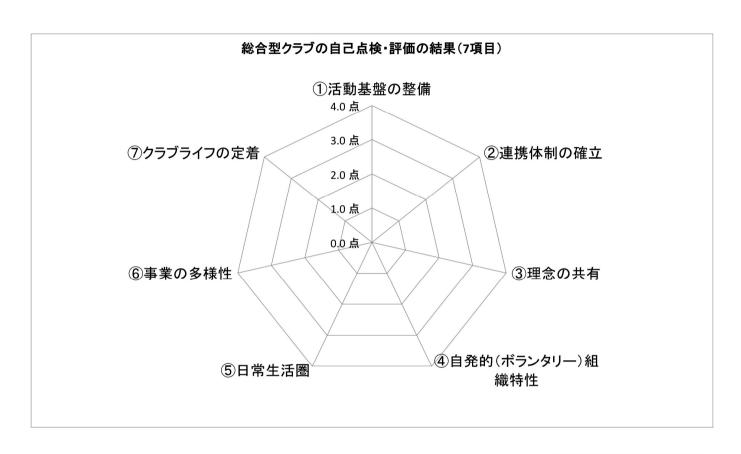
※8:ここでは、クラブ事業への全参加者、賛助会員をいう。(地域交流事業のみに参加する地域住民、運営委員及び事務局等を除く)

※9:「支える」ための活動とは、各種の手伝いや協力をする、指導者になる、運営委員になる、寄付をする等をいう。

※10:日常生活圏とは、クラブが活動を行うに当たって基盤(ターゲット)となる地域をいう。その範域は地域の実情によるものの、住民同士の顔が見える範囲(中学校区程度)が望ましい。ただし、地域の実情や要請に応じて活動範囲を広げることを、妨げるものではない。

*以上を入力すると、次ページの結果が反映されます。

申請書類⑦ クラブの評価・指標



- ■結果を踏まえて、自身のクラブの取組へ反映しましょう。■定期的に自己点検・評価を繰り返すことで、持続可能段階を目指しましょう。

自己点検·評価項目	平均
①活動基盤の整備	0.0 点
②連携体制の確立	0.0 点
③理念の共有	0.0 点
④自発的(ボランタリー)組織特性	0.0 点
⑤日常生活圏	0.0 点
⑥事業の多様性	0.0 点
⑦クラブライフの定着	0.0 点

*以上の結果が反映されましたら保存して、終了です。 これが申請書類⑦となります。



スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>

自己説明・公表確認書

団体ID

0000000688

団体名称

入力日

2021/05/20

自己説明内容

	項目	対応状況							
原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。								
(1)	法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	-							
(2)	法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 A							
(3)	事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 A								
(4)	適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	Α							
原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。								
(1)	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	Α							
原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。								
(1)	役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する A 研修等への参加を促しているか。								
(2)	指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアン スに関する研修等への参加を促しているか。								
原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。								
(1)	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	Α							
(2)	国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守 しているか。	С							
(3)	会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	В							
原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示すること 織運営の透明性の確保を図るべきである。	により、組							
(1)	法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	В							
(2)	組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	Α							
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<中央 け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	競技団体向							
	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード <nf向け>の規定があるか。</nf向け>								
	原則1 - 原則2 - 原則3 - 原則4 - 原則5 - 原則6 - 原則7 -								
	原則8 - 原則9 - 原則10 - 原則11 - 原則12 - 原則13 -								

JAPAN SPORT

COUNCIL



申請書類⑨ 自己説明·公表確認書

ガバナンスコードトップページへ

<u>スポーツガバナンスウェブサイト | SPORT</u> GOVERNANCE WEBSITE (jpnsport.go.jp)

- *ガバナンスコードの
- ·新規登録 · 取得手順
- ・団体情報の変更・更新手順は、**別紙マニュアル**を参照してください。

【クラブ様式】

- 1. 申請書類③:規約・会則・定款等
- 2. 申請書類⑤:クラブで可決された 令和5年度の事業計画・予算書
- 申請書類⑥:クラブで可決された 令和4年度の事業報告・決算書 (申請年度に創設したクラブは不要)
- 4. 申請書類③:申請書類⑤(令和**5**年度総会) ・⑥(令和**4**年度総会)を議決した際 の議事録

横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下、「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を、会長指定の場所に置く。 (横浜市都筑区荏田東町4386-1)

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、横浜市及び(公財)横浜市スポーツ協会と連携をしながら、横浜市内の総合型地域スポーツクラブ相互間の連携により、その普及・発展に関する事業等を行うことによって、総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、横浜市民の豊かなスポーツ文化の振興および心身の健全な発展に寄与するとともに、加盟クラブ相互の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成のために、下記の事業を行う。

- 1. 加盟クラブ相互の連携を図るための交流
- 2. 総合型地域スポーツクラブの普及・発展に関する事業
- 3. 行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催
- 4. その他、前条の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員及び準会員、賛助会員とする。

(条件)

第6条 正会員は、横浜市市民局スポーツ振興課に認められた総合型地域スポーツクラブとし、 準会員は、横浜市市民局スポーツ振興課に認められた総合型地域スポーツクラブ設立 準備の団体とする。

2 賛助会員は、本会の事業を支援する個人及び団体とする。

(入会及び退会)

第7条 本会に入会しようとするものは、会長が別に定める書面により会長に申し込むものと し、会長は、そのものが前条各項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理 由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第9条 本会には次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上13名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

申請書類③ 規約・会則・定款等

【規約等の改廃に必要な議決】について、 当該規約等に定めていること。 無い場合は、次年度の総会で改編すること。

総会において選任する。 び副会長は、理事の互選とする。

本会を代表し、その業務を総理する。

は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその業務を代行する。 会長の指示に従い、日常業務を処理する。

本会の会務の執行状況及び財産の状況を監査する。

・ 期は2年とし、再任を妨げない。

とめ、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者 の終在期間とする

辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わばならない。

事務局長その他の職員を置く。

会長が任免する。

顧問、参与、アドバイザーを置くことができる。

. 名誉会長1名、若干名の名誉副会長を置くことができる。

長、名誉副会長は、本会の正会員の推薦により会長が委嘱する。 長 名誉副会長け無報酬とする

反、名含削会長は悪報酬と いな

長及び名誉副会長は、理事会並びに総会に出席して意見を述べることができる。

会長、副会長、理事、正会員のクラブ代表者で構成し、次の事項を議決する。

の選任等に関する事項 総計画及び収支予算に関する事項

業報告及び収支決算に関する事項

費に関する事項

単約の改腐

)他本会の業務に関する重要事項

年1回会長が召集する。但し、会長が必要と認めたとき、又は、3分の1以 型クラブの代表者が会議開催の理由を指示して請求した時は、会長は臨時に総 関しなければならない。

銭長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。

構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。但し出席できな ・場合、書面または電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。)をもって表決し、又は 1の構成員を代理人として表決を委任することができる。

総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところよる。なお、議決権は加盟クラブ一票とする。

会

『権能)

事会は、会長、副会長、理事で構成し、次の事項を議決する。

総会に付議すべき事項

. 総会の議決した事項の執行に関する事項

. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

長は、必要に応じて理事会を開催することができる。

即事会の議長は、会長がこれにあたる。

事等会は、構成島の満半数が出席しなければ開催することができない、但し出席でき よい場合、書面または電節的方法(電子情級処理組織を使用する方法その他の情報通 気の技術を利用する方法であって内閣所令で定めるものをいう。)をもって表決し、又 他の理事を代理人として表決を委任することができる。

世事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとことはよる。

会の運営費は、次に掲げるものをもって支弁する。

会費

事業収入

. 寄付金

その他の収入

会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会は、4分の3以上の加盟クラブの代表者の同意を得なければこれを解散することできない。

r規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

令和4年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和4年度は、本会の非営利活動により目的を達成するために係わる事業の実施にあたり「新型コロナウィルス感染症の影響」についての情報を調査し、理事会で対応を決定して効果的な実施方法を決める。また、規約に記載されている事業「加盟クラブ相互の連携を図るための交流事業」、「総合型地域スポーツクラブの普及・発展に関する事業」、「行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催事業」については、新型コロナウィルス感染症の影響により活動中止を余儀なくされている中、対象者の少子高齢化と変容が明白であることから「仕組みの改革」が急速に進められ新しい公共づくりが進んでいる。従って、本会及びグラブは「公共性の確立」「行政等との連携」を前提とし、将来に向けて更なる自立が必要であることから、クラブ間の助け合いが出来るような環境づくりを継続・展開し、コミュニケーションを取りやすい環境を提供していくことを重点的に行うものとする。

2 事業実施に関する事項

(1) 非営利活動により目的を達成するために係る事業

	事 業 名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者 の予定 人数 (人)	受益対象者 の 範囲 及び予定人 数	又見額(円)
		ア 登録認証制度の申請書類研修会	6月14日(火) 18:30~20:30	市庁舎会議室	3	クラブ25人	8
		イ クラブ実務者会議 検討中	7月18日(月 祝) 検討中	検討中	3	クラブ25人	8
1	加盟クラブ相互連携を 図るための交流事業	ウ クラブスポーツ交流会	2月19日(日) 9:00~15:00	若葉台スポーツ・文化 クラブ	30	クラブ・一般 150人	118
		エ 定例会議開催	4月26日 定期総会 9月6日、12月6日 3月7日(全て 火) 18:30~20:30	市庁舎会議室あるいは 市スポーツ協会地下会	100		0
	総合型地域スポーツク ② ラブの普及、発展に関 する事業	ア クラブサマーフェスタ2022 (市民参加イベント)検討中	サマーシーズン 検討中	検討中	15	一般150人	233
<u></u>		イ クラブサマーフェスタ2022 (実行運営委員会)検討中	サマーシーズン 検討中	検討中	8	_	0
⊘		ウ エリア別啓発事業 (市民参加イベント)検討中	通年 検討中	神奈川区屋台村ほか 検討中	3	一般 不特定多数	(
		エ 本会ホームページ作成運営 更新、交流会・サマーフェスタ参 加品	通年 随時	事務局	8	クラブ・一般 不特定多数	149
		ア トライアスロン2022横浜大会 (ボランティア活動)	11月12日(土) ~11月15日(火) 検討中	県スポーツ局ねんりん ピック課・ほか主管課 検討中	15	一般 不特定多数	49
		イ 横浜マラソン2022 (ボランティア活動)	10月30日(日) 8:30~16:30	みなとみらい地区〜山 下公園地区〜本牧〜 三渓園 〜南 部市場折返し 予定	8	一般 不特定多数	(
0	行政機関他のスポーツ	ウ 横浜マラソン2022 (大会前リーダー研修会)	未定 3回出席予定	未定	8	_	(
3	団体と連携したイベント 等の開催事業	エ ねんりんピックかながわ2022 (ボランティア活動)検討中	11月12日(土) ~11月15日(火) 検討中	県スポーツ局ねんりん ピック課・ほか主管課 検討中	15	一般 不特定多数	10
		オ 神奈川県総合型地域スポー ツクラブ交流会	12月4日(土) 9:00~15:30	県立スポーツセンター	8	一般 不特定多数	(
		カ 全国スポーツクラブ会議 (神奈川県開催 幹事)	3月24・25日 (金・土) 時間ほか検討中	神奈川公会堂 (神奈川区)	15	全国クラブ他 200人	(
				計	239	計	575

申請書類⑤ R5の計画・予算書

予算書は、【科目・項目等】の明細 (内訳)が明記されているもの。 R4の決算と比較(増減)できるもの。

				横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議。
		4年度活		(単位:円
科 目	令和	14年度 予算	(案)	摘要
I 経常収益				
1. 受取会費 正会員受取会費				
止会員受取会費 準会員受取会費	75,000 0	75,000		25/97/25/97
平立貝文以立哲 2. 受勤客付金	- 0	75,000		25/7//25/7/
2. 交级新刊级 受取寄付金	0	0		
3. 受取助成金等		, ,		
受取助成金(民間)	0			
受取補助金(行政)	500,000	500,000		横浜市スポーツ振興課
4. 事業収益				The state of the s
A 加盟クラブ相互の連携を図るための交流事業 B 総合型地域スポーツクラブの発展・普及に関する事業	45,000 160,000			交流会参加費 サマーフェスタ参加費
C 行政機関的のスポーツが体と連携したイベント等の開催事業	160,000	205,000		リマーノエハテ 砂加質
5. その他収益		200,000		
雑収入	2	2		銀行利息
経常収益計			780,002	
I 経常費用				
1. 事業費				
(1) 事業経費				
A 加盟クラブ相互の連携を図るための交流事業				
·謝金	24,000			クラブ実務者会議、研修会(源泉所得税控除は法人化後適用)
・旅費交通費・紹利原生費	40,000 40,920			交流会:用具運搬費 交流会:弁当、若葉台SC使用料
協利學生實会議費	40,920			文郎25 押当、4 乗日30 使用料
·業務委託費	ő			
·貸借料	ō			
· 保険料	0			
宣伝広告費	0			
- 支払手数料	81,940			板込手敷料、事務手敷料
A事業経費計 B 総合型地域スポーツクラブの発展・普及に関する事業	186,860			
D 総合工地域へルーフリフノリルを扱い立及に関する手来 ・謝金	24,000			サマーフェスタ:渡泉所得税排除
·旅費交通費	56,000			サマーフェスタ:用具運搬費、スタッフ交通費
 福利厚生費 	64,900			サマーフェスタ:弁当、ブール使用料
会議費	0			
·業務委託費	0			
 賃借料 保険料 	30,000			サマーフェスタ: 艇 サマーフェスタ
·保険料 ·宣伝広告費	45,000 47,300			サマーフェスタ 市総合型クラブオリジナルクリアホルダー
· 支払干数料	71,660			振込于数料、事務手数料
B事業経費計	338,860			MCC 7 (MT) (3-07 F (MT)
C 行政機関他のスポーツ団体と連携したイベント等の開催事業	000/000			
謝金	0			
·於費交通費	40,000			おんりんピックスタッン交通費
 福利厚生費 会議費 	13,200			ねんりんピックスタッフ介当
· 四級判 · 業務委託費	0			
· 賃借料	ő			
保険料	o o			
·宣伝広告費	0			
支払手数料	71,440			报込手数料、事務手数料
C事業経費計	124,640			
事業費計 2. 管理費		650,360		
2. 管理費 (1) 人件費				
・事務局人件費	0			
・ 法定福利費	0			
人件費計	0			
(2)その他経費				
·通信運搬費	0			
 消耗品費 均率の済業 	0			
旅費交通費宣伝広告費	98,000			ホームページ:初回のみ作成+維持費+更新費
- 諸会費	20,000			ホームページ:初回のみ中級干部行賃 干更利賃 市スポーツ協会団体賛助会員(年会費)、KSN正会員(年会費
- 慶中費	20,000			
•租税公課	0			
支払手数料	660			
·維費	2,000			
その他経費計	120,660			
管理費計		120,660		
			771,020	
経常費用計			8,982	
当期正味財産増減額				
			418,658 427,640	

横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

令和3年度事業報告書

1 事業実施の方針

2020年(令和2年)3月に始まった新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していたほとんどの事業が中止となりました。 各クラブも活動が規制され、かなりの混乱と事業縮小などを余儀なくされ、状況も把握できずクラブ運営を精一杯するしかない状況で大変な一年ではなかったかと思います。

早期の収束を望んでいますが、第6波により令和4年1月21日から神奈川県は「特措法 まん延防止等重点措置」が発令されました。予定より延長され令和4年2月21日に解除に至りました。今後も気を緩めず、感染予防策を十分講じながら活動していくことに変わりはありません。

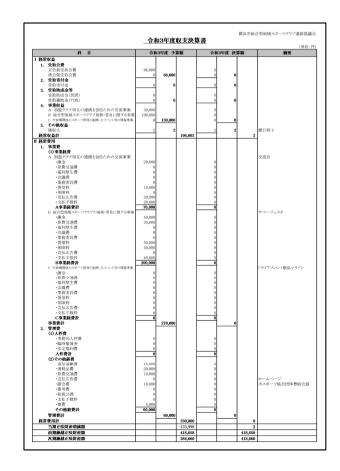
2 事業実施に関する事項

(1) 非営利活動により目的を達成するために係る事業 受益対象者 事業名 事業内容 実施予定日 実施予定場所 の範囲及び の人数 予定人数 7月22日(木 祝) ア クラブ 実務者会議(仮テーマ) さかえスポーツクラブ 検討中 2月11日(土 祝) 若葉台スポーツ・文化 イ クラブスポーツ交流会 9:00~15:00 クラブ 新型コロナ感染症対 策により中止 4月20日 定期総会 9月7日、12月7日 市庁舎会議室あるいは ウ 定例会議開催 市スポーツ協会地下会 3月8日(全て火) 議室 ① 加盟クラブ相互連携を 図るための交流事業 18:30~20:30 議決権参加 者 13名 議決権委任 1月8日(土) 市スポーツ協会 工 臨時総会 18:30~20:30 地下会議室 5名 オブザー 13.... 9名 サマーシーズン ア クラブサマーフェスタ2021 横浜プールセンター (市民参加イベント) 検討中 総合型地域スポーツク イ 市スポーツ協会連携エリア 新型コロナ威染症対 ② ラブの普及・発展に関 市内数箇所 啓発事業 策により中止 検討中 する事業 4月~2月 ウ クラブ・連絡協議会共催区 各クラブ活動拠点 別 啓発事業 ア トライアスロン2021横浜大会 5月16日(日) 象の鼻パーク 5クラブ 27名 不特定多 (ボランティア活動) 8:30~14:30 エイドステーション みなとみらい地区~山 10月31日(日) イ 構浜マラソン2021 下公園地区~本牧~ (ボランティア活動) 8:30~16:30 三渓園~南部市場折 ウ 横浜マラソン2022 未定 3回出席予定 未定 行政機関他のスポーツ (大会前リーダー研修会) ③ 団体と連携したイベント 等の開催事業 エ ねんりんピックかながわ2021 新型コロナ感染症対 各字施会場 (ボランティア活動) 策により中止 オ 神奈川県総合型地域スポー 県立スポーツセンター クラブ交流会 カ 全国スポーツクラブ会議 未定 計 32 A

申請書類⑥ R4の報告・決算書

決算書は、【科目・項目等】の明細 (内訳)が明記されているものであり、 R3の予算計画と決算が比較(増減)で きるもの。

*【監査報告書】は不要。



令和○年度 ○○市総合型地域スポーツクラブ○○協議会 総会議事録

令和 ○年 ○月○日 (火) 18時40分~19時55分

9 提所 公財)○○市スポーツ協会 ○○会議室

3. 列席者(敬称略)

〇〇市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課 担当係長 〇〇〇〇

同担当 〇〇 〇

公益財団法人〇〇市スポーツ協会 スポーツ事業部 部長 〇〇〇〇

同 〇〇〇〇課 課長 〇〇〇〇

同 〇〇〇〇課 担当 〇〇〇〇

4 役職出席者

1. 理事(会長) ○ ○ (特定非営利活動法人○○○クラブ)

2. 理事(副会長) 〇〇 〇 (〇〇〇〇クラブ) 3. 理事(副会長) 〇〇〇〇 (〇〇〇くらぶ) 4. 理事(代理人) 0000(0000000会)

5. 理事(代理人) ○○○○ (特定非営利活動法人○○○○くらぶ) 6. 理事(代理人) 〇〇〇〇(特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇クラブ)

7. 理事 ○○○○ (○○スポーツクラブ)

8. 理事(代理人) ○○○○(特定非営利活動法人○○○○クラブ)

出席職員(事務局):〇〇〇〇 欠席理事:〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

権のある総クラブ数

次第進行に入った。

東澤県 青井崎子様が会場上り造成。

ら長門事務局と那須事務局の2名を指名承認した。

1) 合和3年度事業報告書に関する件 場后とり トルー協会と関する頂面から用来容易へをめた

修正式もスペトを開放するペトを集げた

決議事項(3)令和4年度事業計画書(案)に関する件

沙議事項 (4) 会和4年度収支予算書(密)に関する件

決議事項(5)役目改選(客)に関する件

議長より、この二議案に関する説明を○○事務局へ求めた。

議長より、この議案に関する説明を○○事務局へ求めた。

議決権の総数

25797

16クラブ

欠席職員(事務局):○○○○

5. クラブ出席者

9.0000 (0000)

10. 特定非営利活動法人○○○○○クラブ (○ ○○)

11. 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇(〇〇〇)

12. ○○○○○○○○スポーツクラブ (○○○○)

13. 特定非営利活動法人〇〇〇〇クラブ (〇〇 〇)

15. ○○○○スポーツクラブ (○○○○)

16. 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇(〇〇〇〇)

同伴出席者:特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇文化クラブ(〇〇〇〇)

理事(副会長) 〇〇 〇〇

7. 議事録作成及び署名人

職員事務局 〇〇 〇〇

申請書類⑧ R4・5の議事録

- ・議事録署名人(議長・書記・ほか)が記名され ていること。*押印不要
- ・出席者が明記されていること。
- ・R4の議事録内容には、予算について明記され ていること。
- ・R5の議事録内容には、R4決算と予算について 明記されていること。

*以上【監査報告書】は不要。

・長門事務局より、南現会長と神尊事務局が退任すること。前任の理事へ留任をお願いし たが後進指導の意を含めて、若い人に行って欲しいとの意見があったこと。理事13名 以内、監事2名が領主しいことを表慮し一新した理事会となるようにしたと説明した。 議長は、本議案について過半数以上の賛成挙手をもって原案は承認可決した。 お早数に足る出席クラブ及び難決委任クラブがあったので、長甲事務局は開会を官 浄繊維質(6)会新り保度能素媒体がた会新/保度能素媒体に関する体 ・議長より、この議案に関する説明を長門事務局へ求めた から始まり、列席者である横浜市市民局、公財)横浜市スポーツ協会の順で接拶を ・長門事務目より、監査報告は合和元年度分を最後に合和3年度分主での2年間は、新型 いた。挨拶後、公財) 横浜市スポーツ協会スポーツ事業部部長 〇〇〇〇様と地域 コロナウィルス感染症の影響により年会費を徴収しなかったことから、前職案で承認可 決した新しい監事2名のもと今後の2年間は執り行われること。前任者であった○○事 務局が後押しすることを説明した。 がなかったため、長門事務届上り松材副会長を指名し湯半数の途手にて決定した。 議長は、本議案について過半数以上の賛成挙手をもって原案は承認可決した。 決議事項 (7) 登録・認証制度における本会登録に関する件 ・議長より、この議案に関する説明を長門事務局へ求めた。 長門事務局より、本件の資料について問い合わせ先のメールアドレスが変わったこと。
 本件の申請書類に係わる研修会が6月14日に開催されること。その内容は、大まかな ポイント説明後に個別対応から申請書類作成までを想定していることを説明した。 ・長門事務局より、事前に会員宛にメールで送付した内容について銀行利子が2円から4 本会も登録したいが、年会費10,000円を一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブ 円に修正し、ほかに差異はないこと。一新した書式について、NPO法人の標準書式に乗っ取ったものとし、今後のガバナンスコード取得に向けて対応したこと。書式変更によ ネットワークへ会員となり納入しなければならないこと。今までは公益財団法人○○市 スポーツ協会の替助会員として納入してきたが、更に 10,000 円が増えるこ り、新年度の年会費納入を前年度に納入したクラブの金額を明確にしたこと。未収会費 と。他団体への会費については、収支予算として管理費の(2)その他経費の諸会費に についても同様としたこと。以上を説明した。
・これについて、市民局スポーツ振興温担当係長 ○○○○氏より、賃借対照表において 計トしたこと その会費け 本会正会員の任会費から納入できる範囲であることを提用 未収全費の科目は負債の部でなく、資産の部ではないかの管証があった。これに対して 議長は、本職案について過半数以上の賛成単平をもって解案は承認可決した。 長門事務局は必ず納入されるとは限らないことを前提として行った。次年度の決算時に 決意事項(8)合和4年度本会ホームページ作成に関する件 ・議長より、この議案に関する説明を長門事務局へ求めた ・議長は、本議案について適半数以上の賛成挙手をもって原案は承認可決した。 ・長門事務局上り、出来る限り安価に作成できるようにすること、前額窓回様に収支予算 ナストト オウエウ目の任命者から始までもス部間でもストトを原則した ・議長は、本施案について過半数以上の賛成挙手をもって原案は承認可決した。 ○○事務局より、振型コロナ感染症による影響により中止になる事業があるかもしれないが希望を持って事業計画作成したこと。それに伴う収支予算書を作成したことを説明 12. 議長は、決議事項はすべて承認可決され議長を解任する旨を告げて解任した。 13. ○○事務局より情報提供・共有・交換について進行した した、特に事務費は少額なため各事業費の事務手数料として扱ったことを説明した。 長門事務局より(1)各クラブから情報を求めるが、事前資料配布もなく挙手もなかっ 議長は、本議案について過半数以上の賛成挙手をもって原案は承認可決した。 ○○事務局より(2)ワールドトライアスロン横浜大会2022エイジの部 ○○ボラ ンティア活動について、5月15日(日)開催 エイジの部 6クラブ、63名となっ たこと。ウェアのSサイズが無くなり、Mサイズとなること。グループ構成は、6クラ プのため2クラブで1班とすること。健康チェックシートの記載が2週間前からである



【令和5年度における総括】

- 1) 本年度(R 5)は**審査がありません(形式審査)**。 従って、申請書類①から⑨に**不足が無ければ**申請は可能です。
 - *令和5年度に創設されたクラブは、申請書類⑧議事録は不要です。
 - * K S N への入会届、年会費 (7,000円) 納入を要します。 登録できたクラブは、年会費から登録料 (2,000円) が納入されます。
- 2) 但し、本登録(現時点ではR5)に向けて、**緑字**なども整備していきましょう。
- 3)①特に、予算書・決算書はNPO法人などの標準書式に準じた内容としていきましょう。
- 4)②特に、会費は**年会費**としていきましょう。
- 5) ③特に、満たしていないJSPO資格は**移行措置の間**に取得しましょう。
- 6) ④特に、クラブマネジャーは、移行措置の間の検討事案として残っていますが、 令和5年度は諸規程上で言う、JSPOクラブマネジャーを原則とします。

▼総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準

	基本基準	必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	グリ 個にすいこ 達用ルール
	①多種目(複数種目)の スポーツ活動を実施し ている。	• 定期的*'なスポーツ活動を2種目以上実施している。
(1)	②多世代(複数世代)を 対象としている。	 次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員*2がいる。 (世代区分) A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生(~18歳)、 E)~29歳、F)~39歳、G)~49歳、H)~59歳、I)~69歳、J)70歳~
活動実態に関する基準	③適切なスポーツ指導者 を配置している。	 クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも 名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備 している。	• 緊急連絡体制を整備している。※4
(2) 運営形態に 関する基準	⑤地域住民が主体的に 運営している。	 規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。 非営利組織である。※7
(3) ガバナンスに	⑥規約等が意思決定機 関の議決により整備され、当該規約等に基づ いて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
関する基準	⑦事業計画・予算、事業 報告・決算が、意思決 定機関で議決されて いる。	• 事業計画·予算、事業報告·決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

- ※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
- ※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準 を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱って いる者を会員としてみなす。
- ※3: 当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。
- ※4:不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※5:規約・会則・定款等を指す。
- ※6:特別区は市町村に準ずる。
- ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

【登録基準】